

第百五十四回国
参議院外交防衛委員会會議録第九号

平成十四年四月十八日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

四月十六日

辞任

今泉 昭君

四月十七日

辞任

西銘順志郎君

舛添 要一君

補欠選任

齋藤 勁君

補欠選任

福島啓史郎君

大仁田 厚君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

武見 敬三君

山本 一太君

吉村剛太郎君

木俣 佳文君

山口那津男君

小泉 親司君

泉 信也君

大仁田 厚君

矢野 哲朗君

山下 善彦君

海野 徹君

佐藤 道夫君

齋藤 勁君

広中和歌子君

遠山 清彦君

吉岡 吉典君

田村 秀昭君

大田 昌秀君

国務大臣

(防衛庁長官)

中谷 元君

副大臣

防衛庁副長官

萩山 教嚴君

大臣政務官

防衛庁長官政務官

山下 善彦君

事務局副

常任委員会専門員

櫻川 明巧君

政府参考人

警察庁長官官房審議官

芦刈 勝治君

警察庁警備局長

漆間 巖君

法務省刑事局長

古田 佑紀君

法務省人国管理局長

中尾 巧君

外務大臣官房審議官

佐藤 重和君

外務大臣官房領事移住部長

小野 正昭君

外務省アジア大洋州局長

田中 均君

厚生労働省社会・援護局長

真野 章君

参考人

横田 滋君

横田 早紀江君

有本 明弘君

有本 嘉代子君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(日本人拉致疑惑に関する件)

○政府参考人の出席要求に関する件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武見敬三君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、今泉昭君が委員を辞任され、その補欠として齋藤勁君が選任されました。

また、昨日、西銘順志郎君及び舛添要一君が委員を辞任され、その補欠として福島啓史郎君及び大仁田厚君が選任されました。

○委員長(武見敬三君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のうち、日本人拉致疑惑に関する件について、本日の委員会に横田滋君、横田早紀江君、有本明弘君及び有本嘉代子君を参考人として出席を求め、その意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武見敬三君) 外交、防衛等に関する調査のうち、日本人拉致疑惑に関する件を議題といたします。

この際、参考人の方々に対し、本委員会を代表して一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ、また遠路、本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

最愛のお嬢様を拉致され、両参考人御夫妻の御心痛は私どもも察するに余りあるものがございます。それだけに、報じられる拉致疑惑の数々を含め、これを一日でも、一刻でも早く解決すべきことは政治家に課せられた重い責任であると私どもは痛感をしているところであります。

このため、参議院におきましては、去る四月十

二日、全会派一致して日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議を行い、政府に対し毅然たる態度で拉致疑惑の早期解決に取り組むよう要請したところでございますが、この問題に対する国民的関心が高まっている今日の状況の中で、本委員会といえども、立法府として問題の早期解決を図るためには、改めて実情をよりの確に把握し、御家族のお気持ちに心耳を澄まし、率直な御意見を拝聴する必要があると各会派合意するに至った次第でございます。

本日は、極めて限られた時間ではございますが、以上の趣旨をお読み取りいただき、御意見を述べていただければ幸いです。

それでは、まず、横田滋参考人及び横田早紀江参考人に御意見を述べさせていただきます。

なお、御発言は着席のままです。

それでは、横田滋参考人、横田早紀江参考人、どうぞ。

○参考人(横田滋君) 昭和五十二年十一月十五日、新潟市で行方不明になりました。平成九年の一月の下旬に北朝鮮の工作員による拉致、北朝鮮の拉致、工作員に拉致をされ、ピョンヤンにいるというこの情報が入りました。この情報が入りましたときに私どもが一番迷いましたことは、実名を公表するかどうかということでした。

一方、名前を出すことによって、北朝鮮からそんなことはなかったという事で殺されてしまふかもしれないというおそれがありました。したが、やはり実名を公表した方が最終的には救出につながると思ひまして、リスクを覚悟で公表いたしました。そうして、同年の二月三日の衆議院予算委員会でも西村眞悟代議士が質問してくださったことで、世の中に知れ渡ることとなりました。

拉致されてから二十四年五か月になります。それから、国会で取り上げられてからでも、もう五年になります。そして、我々は救出のために外務省、警察庁、それから法務省の人権擁護局、日赤、アムネスティ等、それからそのほか日弁連等、あらゆるところに陳情いたしました。しかし、いまだに生死、所在等が全く分かっておりません。

二十四年五か月もの間、家族とも連絡も取れずに北朝鮮に拘束されているということは重大な人権侵害だと私たちは考えております。この間、外務省を始め、皆さん一生懸命に救出のために努力してくださっているという事は分かりますが、ただ結果が出ていませんので、家族からしてみれば、やはり何もやっていないというようなふうに感じる面もございます。

我々家族は、救出のためにこれまで外務省等に拉致の進展がないままの支援を行わないでほしいとか、それから政府に拉致に対する対策本部を設置してほしいとか、それから新潟港に入っております万景峰号を止めるとか、そういった制裁を含めまして何らかの対応を取っていただきたいとか、それから不審船の引揚げをお願いしたいとかという、そういったことを数々のことをお願いしてまいりました。ところが、最近に至りまして、首相が食糧支援の凍結ということも表明してくださいましたし、それから安倍官房副長官をキャップとするプロジェクトチームが結成されるとか、不審船の方も引揚げが決まる、そういったことで、随分状況が変わってきたことは我々には感じております。

それから、今日も資料をいただきましたんですが、衆参両院で拉致の早期解決を求める決議が満場一致で採択されたということとか、それから今までの拉致議論というのが余り最近動きがなかったわけですが、今度新しく行動するための拉致議論というのが準備会が発足しまして、二十五日には結成されるというふうに、随分、何といえますか、拉致問題に対する政府の、政府とかそれ

から政党の取組というのが随分積極的になったというところで感じておりまして、我々家族としましては、非常に頼りになると有り難く思っております。

こういった政府、それから政党、国民世論の声がちょうど高まってきたのが、やはり絶好の解決の機会と思っております。近日朝の赤十字会談も開催されるということも新聞等で読みましたんですが、もう今がチャンスだと思っております。それから、各家族も非常に高齢化しております。つい先日も小浜の地村さんの奥さんが亡くなりまして、葬儀にも参りましたんですが、いつまでもこのことが解決ができれば、せっかく帰ってきて会えないというような状態が起きると思います。

是非、政治家の力によってこの問題を一日も早く解決して下さるよう、お願い申し上げます。
○参考人(横田早紀江君) 私は、横田めぐみの母でございます。

今日はこのように外交防衛委員会にお招きいただきましたありがとうございます。

本日に長い二十五年間でありました。最初の二十年間はどこに行っても分からないままで、私たちはあらゆることを反省し、あらゆることを懸命し、あらゆることを探し、本日に気の狂うような毎日を過ごしてまいりました。

私たちは、国民が選んだ皆様方の善意を信じて、この方ならやってくださるだろうと信じて投票し、そして期待をして何度も何度も外務省や官邸にお願いに参りました。二百万近い署名を集めて、国民の方々の支えの中であって、子供たちを何とかして救出しなければと頑張ってきたまいりました。

けれども、どういうわけか北朝鮮に関してはなかなかスムーズな動きができない。向こうの国の独特の在り方もありまして、向こうの国のな子供たちの大切な命が二十年もの間、向こうにとられたままになっている、そういうことが分かっていながら、どうしてこのように救出が遅れる

のでしょうか。本日に私たち家族、また支援の方々、国民の多くの方はなぜだろうかという疑問を今大きく持っております。

私たちは、本日に子供たちを一生懸命育ててきました。ただ単純な庶民にすぎません。特別な何にもありません。ただ普通の父として母として、皆様方がお父様、お母様に育てていただけたと同じ思いで、親から教わったことを私たちは、ひきょうなことをするんでない、欲に走るんでない、弱いものをいじめちゃいけない、本日に単純な人間としての当たり前のことだけを守ってくれた人に育ってくればよいと、一生懸命育ててきました。子供たちは本日に明るく優しく、老人にも本日に愛を持って接してくれる子に育っております。私たちは本日に幸せでした。突然、新潟の雪の暗いあの町で学校の帰りに姿を消してしまいました。何があったのか分かりませんでした。

本日にいろいろなことで悩みました。一生懸命育ててきても、やっぱり私たちは人間ですから何か間違いがあったのではないかと、どこか落ち度があったのではないかと、取り返しのつかないことをしたのでないかと自分を責めました。もう死んだ方がいいのかと思いました。何度も暗い日本海で暗い波の間に浮かんでいる赤いブイを見詰めて、ああ、めぐみのあの赤い学校のかばんが浮かんでいる、あれはそうじゃないかと、何度もそのところに立って泣きました。小さな弟が、お母さん、もうこんなところにいたら悲しいから帰ろうと、両方から一生懸命に腕を引っ張りました。

そのようないろいろな思いを本日に悲しみを胸の中に抑えて、それを表に出していけばもう倒れてしまうのです。病気になるのです。何とかして生きていくためには、この子の消息が分かるまでは、折って折って、神様お願いですからこの子のいるところを教えてくださいと祈り続けてまいりました。

そして、五年前に突然北朝鮮であることが分かりました。本日にびっくりしました。どうしてそんなところにいるのか、私たちには分かりませんでした。

でした。

けれども、今こうして運動の中でいろいろなことを学ばせていただきました。そして、北朝鮮という国、そして向こうの国民の方々が日本にもたくさん住んでいらっしゃる。その中で、いろいろなことが、中に北朝鮮の国の影が深く食い込んでいるんだなということを思わせられるようになりました。

本日に、私たち家族にはできません。どうか私たちが選んだ皆様、本日に父として母としてただそれだけの親心で、子供たちを救ってってください。私たちはそれだけを本心に心からお願ひいたします。

よろしくお願ひします。

○委員長(武見敬三君) ありがとうございます。

それでは、次に有本明弘参考人及び有本嘉代子参考人をお願いいたします。有本明弘参考人、嘉代子参考人、どうぞ。

○参考人(有本明弘君) 有本恵子の父親の有本明弘です。よろしくお願ひします。

私は子供たちの手紙を受け取って、今からざっと十四年前、一九八八年の九月に当時の自民党の幹事長さんのところへ手紙を持って行って、それから外務省、警察庁と問題を報告して救済をお願いしてきました。それから現在までいろんな苦労がありました。いろいろなところへ行って救済をお願いしてまいりました。

それと同時に、私が疑念に思っている問題が一つありますので、これも付け加えて言っておきます。私が手紙を持ってまいりましたその少し前に参議院の法務委員会、三十八年三月、参議院の法務委員会が橋本議員が国会質問した議事録があります。これはもう先ほど関係者の方にお見せして、皆さんに見ていただいていたというようにお渡ししておきました。この今から十四、五年前には日本の政府にはこういうような拉致されたような情報が入っております。そして、当時の政府は立派な答弁もやっております。そういうような状

況にありながら、この拉致の問題が十四年間に置き去りにされてきたというような現実があります。

そして、このたび、八尾恵さんの証言以降、百八十度の国内の世論の高まりがありまして、この問題が国会の皆様にも大きく取り上げられるようになりまして、私はこれは大変いいことだと思つて、自分ながら喜んでおります。

そうして、この問題に關していま一つ気になっていることが一つあります。我が国のいろんな関心の高まりに反して、この十四年間にわたつた外務省の態度が私にはちょっと解せないものであります。今ここで外務省改革が大大く叫ばれておりますが、この外務省改革の中にもこの北朝鮮外交というものを一つ加えていただいて、外務省が、この北朝鮮外交の、この十四年間にわたる北朝鮮外交を一応検証していただきたい、そんな思いが一杯であります。

だから、私は今、日本の国がこの問題に關して国全体で大きく取り組んでいただけたときに、外務省ももっとはっきりした姿勢を示していただきたい、日本の国の外交の一番の、どう言つたらいいか、これは我が国の外交の一番の頭脳集団というふうに私は思っております。が、この十四年間に、この頭脳集団は何の効果も現さない十四年間であります。これから本委員会におきましては、ここを良く認識していただいて、しかるべき対応を取っていただきたいとお願いしておきます。

以上。

○委員長(武見敬三君) 有本嘉代子参考人、どうぞ。

○参考人(有本嘉代子君) 有本恵子の母親の有本嘉代子でございます。

今日は、皆様お招きにあずかりましてありがとうございます。私ども娘がいなくなりましたのが一九八三年でございます。それから五年後に、北朝鮮にいるということがある方の手紙によって分かりました。

それ以降は主人がいろいろと各方面に働きかけたのですが、本当にもう今現在まで本当に動きがなかったように思います。このたび、八尾さんの証言によって、本当に百八十度転換したと思ひます。

この十九年間というものは、今、横田さんがおっしゃられたように、本当に母親としてつらい毎日でございます。私も母としてつらい毎日でございます。女の子が五人と男の子が一人いますが、やはりどの子も子供です。私の。だから、何人いても一緒です。とにかく、私たちが毎日毎日、日を重ねることに自分の体の弱さを感じるんです、このごろ特に。だから、元氣な間に、それがずっと頭にあるんです。元氣な間に子供が顔が見たい、それで一杯なんです。

だから、もうこの際、皆さんが、政府の方もかなり様子が変わられたと思ひますので、この機に皆様のお力によって子供たち全員が無事に帰れるようにどうぞお力をおかけください。お願いいたします。

○委員長(武見敬三君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々からの意見の聴取は終わりました。

この際、一言御礼を申し上げます。参考人の方々には、大変貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表し、厚く御礼を申し上げます。速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(武見敬三君) 速記を起こしてください。

○委員長(武見敬三君) この際、政府参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。外交、防衛等に關する調査のため、本日の委員会に警察庁長官官房審議官芦刈勝治君、警察庁警備局長漆間蔵君、法務省刑事局長古田佑紀君、法務省入国管理局長中尾巧君、外務大臣官房審議官

佐藤重和君、外務大臣官房領事移住部長小野正昭君、外務省アジア大洋州局長田中均君及び厚生労働省社会・援護局長真野章君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武見敬三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武見敬三君) これより質疑を行います。本日は、理事会の合意により、できるだけ多くの委員が質疑を行えるよう、あらかじめ質疑者を定めず、自由に質疑を行うことといたします。

質疑を希望される方は、挙手の上、委員長の指名を待つて御発言をいただきたいと存じます。また、多くの委員が発言の機会を得られますよう、委員の一回の発言時間は答弁を含めて五分程度でお願いをいたしたいと思います。

なお、自由質疑方式のために、政府参考人がこの場では答弁できない場合もあることを御理解願います。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○吉村剛太郎君 自由民主党の吉村でございますが、本日は、当委員会に横田さん御夫妻そして有本さん御夫妻、お見えいただきました。

八件十一人の方々が現在北朝鮮に拉致をされておるといふことございまして、本日は、代表して二つの家族の方々に来ていただいたわけでございしますが、ただいまそれぞれお話を聞きまして、正に胸が詰まる思いがいたしました。我々、ともに子を持つ身でございます。その最愛のお子さんが長い間行方知れないということ、どんなに苦しみ、悲しみ、そしてそれぞれの、政府を含むつかさつかさの対応に対して本当にもどかしいお気持ちも持っておられるだろうと、このように思っております。

先ほどからお話ありましたように、我々も国民

の負託を受けた国会議員でございます。党派を超えて正に人道的な問題、また国家の主権を損なう問題に取り組んでいきたいと、こういう意味を含めて本日の委員会が持たれたわけでございします。

そういう折も折、日朝の赤十字会談が近く開かれるであろうというニュースも飛び込んでまいりました。いったんは遮断されましたこのひもが何とかまた再開できるであろうという見通しというのは、いろいろと問題ある中で一つのほのかな光だなど、このように思っております。

さて、今日は形を変えた委員会形式でございます。冒頭、私が質問という立場に立ちまして、ちょっと復習という形にもなるかも知れませんが、けれども、総括的な質問もまずさせていただきます。そしてそれぞれの各論についてはそれぞれの委員の先生方からこれまたあらうかと、このように思っております。

それぞれお話をいたしました。これは八件十一人の方々全般というわけではございませんが、それぞれ、横田さん、有本さん、最初はどうかと、内での行方不明なかどうかというようなお気持ちであつただろうと思ひますが、最終的に北朝鮮に拘束をされておるといふことが分かつたわけでございします。

この今日までの経緯の中で、まず外務省としては、これは大変北朝鮮という国、独特でございます。国交もないし、表の折衝というのは大変難しいであらうと、これはもう十分理解はできるわけでございますが、さはされど、さはされど外務省として今日までまず表向きでどのような交渉、経緯を取ってきたか御説明をいただきたいと思ひます。ちょっと前置きが長くなつたものですが、簡単に結構ですからお願ひいたします。

○政府参考人(田中均君) 私も、今この後で四名の参考人のお話を聞いておまして、本当に心が痛みますし、私どもとして最大限の努力を引き続きしていきたいと、こういう意識を更に強く

持った次第でございます。

お尋ねの、これまで一体どういう交渉をしてきたかということでございますけれども、この拉致疑惑ということが分かりました以降、これは基本的に日朝の国交正常化交渉の中で日本側から提起をし、この問題の解明をすべきだということを言っておりまして、あるときには、北朝鮮は拉致という言葉が出た途端に席を立って交渉を中断してしまつた、こういったこともございました。

この間、各政党の代表団が北朝鮮を訪れられて、いろいろな形で交渉の再開、そういうことを働き掛けていただきまして、日朝国交正常化交渉の枠のみならず、日朝赤十字会談の中で北朝鮮側は、行方不明者の調査ということであるならば調査をします、こういう約束をしたわけでございまして、それが、昨年の十二月になりまして、調査を一方的に停止をするということを発表いたしました。

私ももとしましては、私もがやっていることをすべてお話ができればあるいはある程度御理解が得られるのかもしれないけれども、私ももの非常に強い気持ちというのは、これは一刻も早く結果を出さなければいけないということでございまして、その過程でやっていることがいろいろ外に喧伝をされると、その結果が作るといふことに非常に大きな支障になるというふうに思っているわけですから、その点は是非御理解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

ただ、そういう中で、私も今は一つの大きな機会であるというふうに考えています。それは、こういう問題というのは、正に大きな国際情勢の中で北朝鮮が考え方を改めていくということに意欲しているかなければいけないという問題でもございまして、この間、例えばこの委員会でも過去御議論がありました元日経新聞の記者である杉嶋さんの無条件の釈放ということも実現をいたしました。それから、赤十字会談を再開するということが、それから、いわゆる行方不明者というものの調査の再開をしますということ、そういう具

体的な動きというものが見られている。

私も、プロセスを作るあるいは会合をやるということが意味があることだとは思っていないわけでありまして。具体的な結果を出したいということで、今後とも、表面上それから水面下、双方の働き掛け、こういうものを中心に結果を出すように努めてまいりたいというのが私の非常に強い気持ちでございます。

○委員長(武見敏三君) できる限り五分以内で質疑を執り行いたいと思っておりますので、質疑者及び答弁者ともにこの点について御配慮をいただきたいと思っております。

○木俣佳文君 おはようございます。民主党・新緑風会の木俣佳文でございます。

本日は、横田さんの、めぐみさんの御家族の方、そして有本さん、恵子さんの御家族の方、本当にありがとうございます。

八件十一人のこの拉致の疑惑について、本当に我々民主党としても精一杯の努力をしたいと心から思っております。鳩山代表からも、やはりこの問題、政府は十分な対応をしていないという言葉を今日も受けてまいりましたし、そして、北朝鮮というのは、弱く出れば向こうが強くなる、こういう認識を我々も持ちながらこの問題に断固とした態度で立ち向かっていきたい、このように思っております。

短く三つの質問をしたいと思います。

第一点は、今、同僚議員からもありましたけれども、行方不明者という言葉がばっこしてございまして、今日のある新聞でも行方不明者の調査、北で行われると、こういうことが書いてありまして、行方不明者とは何だと。拉致で、拉致されて向こうに拘束をされておるといふことで政府は統一されておるのかかわらず、こういった意見が出るというのは本当にけしからぬと私は思うんですが、これは外務省、そして警察庁の方にこのことを伺いたい。

もう一つは、今日、御答弁の中で、本当に娘さんのことを思うと、そしてまた思いますと、祈

って祈り続けて本当に死んでしまいたいという思いを赤裸々に述べられましたけれども、今日、先ほどお話があった有本さんの件、特にお手紙を私もここに持っております。これは、有本さんと、恵子さんと、拉致をされたと思われる石岡さんと松木さんが有本さんと一緒に拉致をされておるんではないかという証拠の手紙であります。

石岡さんが御家族にあててポーランドから書かれたこの消印でありますけれども、この中に、この原文を読みますと、私たちはこうして北朝鮮にて長期滞在するようになりまして、こういうことが書いてあるわけでございます。これを見てもやはり、そしてまたその後、その石岡さんと松木さんは、一九八〇年、スペインで失踪された後、よど号の妻二人とバルセロナで有本さんと一緒に記念写真を撮ったものもこれははっきりしておるわけでございまして、この二人をなぜ拉致をされたと認定されないのか、警察庁に、警備局長に伺いたいと思っております。これは本当に早く認定をしていただかなければならない。

さらに、石岡さん、松木さんが、家族挙げて一九九一年一月に記者会見して救出を訴えるわけでありまして、外務省から、日朝交渉の妨げになるから静かにしてほしいと、このように伝えたとこのことを私も伺っておりますけれども、この衝撃で石岡さんの御家族等は実名を出すことを撤回されたんです。本月初めてこの国会でそのお名前を出すわけでありまして、そして、松木さんの御両親はその後他界されました。なぜこういったことを外務省が言うのか、全く私はおかしい、国家侵害、主権の侵害甚だしいと。それを外務省がなぜそれを止めるのかということを考えても本当に憤りを隠せない思いであります。

御答弁をお願いします。

○政府参考人(田中均君) なぜ拉致でなくて行方不明者かということでございますけれども、私どもは一貫して日朝国交正常化交渉におきまして、水面下ということもありませんけれども、その中でも拉致の問題、拉致の容疑の問題ということ

で取り扱ってきていることであります。ただ、一九九九年十二月の日朝赤十字会談におきまして、その間いろいろ政党間の働き掛けというふうなこともあったわけでございますが、そこで行方不明者の調査というのにはやるんだということが北朝鮮側から述べられたということでございまして。

それで、ここは物事は考え方もありませんけれども、要するに一刻でも早くこれらの方々の情報、所在、そういうものを確認しなければいけないということが私も強く思っているところであります。私も基本的な建前というものを崩しているわけではございません。したがって、今、行方不明者の調査ということで一刻も早くこれらの方々の情報が開示されるのであれば、それは是非そうしてもらいたいというのが私たちの気持ちでございます。

それから、二番目の点は警察庁の方からお答えがあると思っております。

三番目の点でございますけれども、これも個々の場においてだれがどういう発言をしたかというのは、私自身、ここに資料がありませんし、お答えできるものではありませんが、ただ、外務省の人たちがこの拉致の問題を軽々しく扱ったということは絶対にないと思っております。というのは、問題を解決するためにどういう手法が一番いいかということを考えてきたはずなんです。ですから、そういう意味で、問題を解決するために、何とか問題を解決したいという気持ちの中で、どういう手法を取って解決をしていくのかというのは政府として責任があると思っております。そういう意識があったらどう思うと思っております。

○政府参考人(漆間巖君) 最初の行方不明者という表現でございますが、これにつきましては、警察はそういう表現を使っておりますので、一貫して、横田めぐみさんの事案も含めて、北朝鮮による拉致の疑いのある事案あるいは北朝鮮による拉致容疑事案と、こういう表現をしております。それから、欧州において有本恵子さんと一緒に、

一緒というか、時期的にはちょっと違いますが、消息を絶たれた有本恵子さん以外の二人の男性につきまして、現在、これが本当に北朝鮮による拉致の疑いのある事案になるのかどうか、こういうことも含めまして、警視庁でも捜査本部を設けてしっかりと捜査を継続しているところであります。

○委員長(武見敬三君) 第二点についてはいかがですか。

○政府参考人(漆間巖君) したがって、そのように、今の段階でまだ、北朝鮮による拉致の疑いと、こう言うためには、つまり北朝鮮という国家意思が推定されるような状況の中で本人の意思に反して連れていかれたのか、この辺のところを解明する必要があると、まだ疑問点が残っている点がございますので、その点を今解明中だということでございます。

○山口那津男君 公明党の山口那津男です。質問は同僚委員に譲りまして、私は五つの点について意見を述べたいと思います。

まず一つは、国民の生命、身体を守るのは第一義の責務であるということであります。

先ほど参考人の横田御夫妻、そしてまた有本御夫妻のお話を聞くにつけ、全く落ち度のない一庶民が、このような長い間、苦しい悲しい思いをせざるを得ない、結果として解決を見えないというところは、国家の責務としてその責任を果たしていないと言わざるを得ないと思います。その意味で、これが一番に取り組むべき課題の一つであるということを強く認識しなければならぬと思います。

また、その解決へ向けて、私は、アメリカ、そしてまた韓国との緊密な連携が必要であるとともに、中国とも協力を仰いでいくという必要があると思います。

この拉致疑惑、あるいは拉致問題と言われるものは日本だけの問題ではありません。韓国にももっとはるかに多くの数の疑惑というものが存在すると言われているわけであります。そういう同

様の状況にあるもの、そしてまた、とりわけ関係の深いこの韓国、アメリカ、そして日本と、これが相協力してこの問題の解決に様々なチャンネルを通じて当たるということが重要だと思えます。

さらに、先ほど来、ボアオ・フォーラム、これ海南島で朱鎔基首相と小泉首相がこの拉致問題についても言及をして、小泉首相の方から協力を求めると、こういう働き掛けもありました。この北朝鮮に対して別な意味で影響力を持つ中国に対してもそのような協力を求め、幅広い国際的な枠組みの中で解決を図ることが重要だと思えます。

次に、また、北朝鮮側に対して言わば圧力一辺倒、又は集中的な包囲網ということだけが解決の道ではないということであります。

まず、この疑惑の対象となっている方々の身柄というものが北朝鮮側の支配下にあるわけでありますし、また、それに関する情報というものも不透明なところがある。こうした制約の中で解決を図っていくためにはならないということでありまして、その意味で、圧力だけを掛けられないということにはならない、そういう慎重な配慮というものもどこかで必要だと思っております。

また、関係省庁というのは多岐にわたるわけでありますが、政府が一体として取り組むという姿勢で臨んでいただきたいということであります。先ごろ、警視庁が有本さんの疑惑に関してヨーロッパに捜査員を派遣すると、こういうことが伝えられております。また、赤十字会談が今月末に行われるという報道もあるわけであります。こうした動きが多方面にわたって出てきたことは実に喜ばしいことだろうと思えます。しかしまた、相手の国の状況を考えると、これも、窓口ばらばらで動いていては解決にはつながらないと思うわけであります。

特に、疑惑の解明については警察庁が中心に、そして問題の解決については外務省が中心に、この中心的な窓口が主体的にリードすると、こういう役割が必要だと思っております。そして、

厚生労働省は赤字との関係もあるわけでありまして、さらにまた、在外被爆者の問題も北朝鮮には存在するわけでありまして、この点についても厚生労働省は関係があると思うわけであります。さらにまた、法務省も人の出入りがある以上、あるいは場合によっては経済産業省、物の動きがある以上、それら関係機関の一体的な取組、これを強調しておきたいと思えます。

最後に、対話のチャンネル、これを最大限に生かしてもらいたいということであります。

先日、在外被爆者の問題について厚生労働大臣と北朝鮮の保健大臣の会談が予定されながら、これがキャンセルされるという出来事がありました。これに対しては様々なことが言われておりまして、すけれども、しかし、一応延期になったというところでありまして、この問題が解決されたわけではございません。したがって、こういう話合いの場というものが広い意味で人道的な話合い、解決の糸口になり得るわけでありまして、ここで拉致問題、拉致疑惑の話合いのきっかけになり得るといふことも念頭に置きながら対話のチャンネル、これを確保していただきたいと思うわけであります。

以上、私の意見を五点申し上げまして終わります。

○吉岡吉典君 日本共産党の吉岡です。御家族の話聞いて、この問題の早期解決が非常に重要だということをお感じいたしました。

この問題について、私もどこの態度で取り組むかという立場ですが、これは、どうしたらこの問題を解決できるかということでお互いに知恵を出し合うことだと思っております。そしてまた、この解決は外交交渉によらなければ解決できない問題だ、国内で解決できないというところに解決のなかなか大変さもあると思っております。

外交交渉でということになれば、外交交渉で我々が主張し得るどれだけの根拠があるかということもまた非常に重要な要素になると思えます。私は、そういう点で、これまで何年か前から警

察庁の方に何回も説明を求めてきました。どれだけの証拠があつて、国際的に、法律的にも争えるかどうかというようなことを含めてお伺いして、そして、その中で聞いたことは、この事件の解決のなかなか大変さがあるかと私感しました。

それは、先ほど説明もありましたけれども、日本人拉致容疑事案だという表現で警察白書でも述べられ、拉致の疑いのある事案というふうに言われていること、これがどういうわけかという点で、日本の捜査当局が直接入手した根拠というものが無いということ、したがってまた被疑者も確定できないというふうな問題等、いろいろな事情から依然と、依然とというか、こういう拉致容疑事案ということになっているんだということ、私は、この種の問題、そう簡単に証拠を残らない、証拠を残すような形で行われる事件でないという困難さを含めると、これはなかなか解決に、本当にあらゆる知恵を絞って臨まなければならぬということを考えてまいりました。

そういう点で、私も警察庁に改めてお伺いしますけれども、先ほどの説明で、そのとおり変わっていないと思いますが、警察白書で書かれた日本人拉致容疑事案という表現で述べられているようなこの状況の変化は、その後の、八件十一人になった今もないのか、この警察白書で出された当時よりは非常に大きな進展があつて、交渉でも使える有力な材料があるということなのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

それで、私は結論的に一つ言っておきたい点は、我々は弱腰であつてはならない、どんな場合でも、相手に遠慮したり言うべきことを言わないということではなならないと思えます。しかし、知恵を出して最も効果的な交渉方法を見出し、いかにくちやいかぬということ、これは弱腰とは違つたものだということに考えているということを含めまして、警察庁から、さっきお伺いした点、お答え願います。

○政府参考人(漆間巖君) これまでの七件十名につきまして、警察として何らの証拠も、独自の証

拠を得ていないということはございませんで、例えば宇出津事件のケースについても、それなりに北朝鮮の関与をうかがわせる証拠を得ているわけであります。

さらに、今回追加いたしました有本恵子さんの事案につきましては、これはかなりのいりんな証拠を我々は得る可能性のある状況になりましたので、したがって、海外捜査も含めまして、我々として最大限やることをすべてやって全容解明に努めたいというふうに思っております。

○委員長(武見敬三君) 吉岡委員、追加、よろしゅうございませうか。

○吉岡吉典君 容疑事案という、この全体的評価は変わっていないのかどうなのか。

○政府参考人(漆間巖君) 全体的にはその容疑事案という形でくくっておりますけれども、これを事件化できる形にすれば事件と呼べるように持っていくということ、一部事件ができたものは宇出津事件とか、あるいはまあ韓国でございましたけれども辛光珠事件とか、そういう形にしております、何とか容疑が取れるような形に持っていくければというふうには思っております。

○田村秀昭君 自由党の田村でございます。

今日、横田さん、有本さんのお話を聞いていて、非常に私は日本の国というのは国家の体を成していないなと思った次第です。これは普通の事案じゃなくて主権の侵害なんですね。国家としての対応をきちっとしていないんじゃないかと私は思います。こういうことをするというのは、話合いか何かそんな話で簡単には解決しない。大体、長過ぎますよね。二十余年、一九八三年以降、非常に長期なんですね。だから、こんなの、普通もう、本場に横田さんのお母さんがおっしゃっていたように、もう気が狂って死んでしまふみたいな感じになっちゃうんです。

だから、まず、なぜ期限を切らないのか。期限を切って、それまでにきちっとした対応をしない場合には、国家として重大な決意をするということとを相手側に言ったらどうですか。期限を切らな

いである。北朝鮮という国が日本と国交がない国である、かつ、これはいわゆる三十八年の植民地支配以降、過去の清算ということも行われていない極めて不正常な関係にあるということ、私どもはそれはそれでちゃんと受け止めなければいけないことだろうと思えます。その国家関係がない中で、確かに日本国民の生命、財産にかかわる問題だし、これはあらゆる手段を通じて解決をしなければいけないという点については、全くそうだと思います。

ですから、私たちはそういう手だてを尽くすということが先行すべきであるというふうに考えるわけです。

○政府参考人(漆間巖君) 私どもとしては、その期限を切ることによって、八件十一名というふう

に今、拉致容疑事案で認定している人から意見が開ける、あるいは供述が取れると、こういうようなことができるのであれば、これはもう飛躍的に捜査は進展いたします。しかし、私どもとして、期限を切って何々せよというそういう立場にござい

ませんので、捜査する側としては淡々と、もう今までできる最大限の方策を使って全容解明に努めるというのが捜査当局の方針でございます。

○大田昌秀君 外務省にお伺いします。

去る三月十五日の参議院予算委員会、福本潤一委員から有本恵子さんの事案につきまして質問がありました。それに対して川口外務大臣は、有

本さんの事案については北朝鮮に対してその安否について調査を申し入れた経緯があるとお答えしておりますが、その結果はどうなっているんでしょうか。その調査を申し入れたという答弁で終わっておりますけれども、その結果はどうなっておりますでしょうか。

それから、日朝赤十字会談でこの事案がいろいろと論議的になっているようでございますけれども、赤十字というのは、日本の赤十字というのは外務省の意向を十分に代弁しているとお考えですか。

更にあと一点、今も問題になりましたんですが、我が政府関係者はこの件につきまして、拉致とか拉致問題とか拉致疑惑とか拉致事件とか、あるいは拉致容疑事案というふうなそういった用語を使っております、それに対して北朝鮮側は、行方不明者という言葉を使っております。

それで、この用語の使い方によってしばしば会話が中断してしまうと、対話が中断してしまうというふうなことが起こっておりますけれども、一日も早くこの事件を解決するためには、何とか歩み寄って用語の統一を図って、それによって双方が動いていくということはできないでしょうか。

その三点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(田中均君) 有本恵子さんの事案について北朝鮮側に事実照会をしたのは平成三年の一月でございます。その後、御案内のとおり、その他の事案について容疑が出てまいりまして、国交正常化交渉をやるたびに、その正に事案について照会を重ねてきたということでございます。

その結果、さっき申し上げましたけれども、赤十字会談の中で、行方不明者の調査ということ、しっかりとやりますという言葉を北朝鮮側から得たということでございますが、その調査の結果はどうなっているかということでございますけれども、その間、北朝鮮側は、調査の結果、そういう事案はなかったということを何回かの国交正常化交渉の中で言っております。そのたびに、そのはずは

ないということと要求をして、その行方不明者の調査の再開ということが今年になって北朝鮮側から確認をされたということでございます。

それから二番目に、赤十字について、外務省の意向を体するのとかいう御質問でございましたけれども、やはり赤十字は赤十字としての、人道的な問題について赤十字の考え方で物事を処理していくということとを尊重すべきは当然のことであるというふうに思っています。

ただ同時に、同時に、こういう問題ですから、政府も当然それに参画をしなければいけないというふうにも思っていますし、今回の赤十字会談におきましては外務省からも、外務省の私どもの局の幹部と一緒に派遣をするという考えでございます。

それから三番目に、用語を統一してはどうかというお話がございましたけれども、これはさっき、冒頭の御質問にもございましたけれども、私どもとしては、私どもの建前というのか、私どもの、警察の捜査の結果、拉致容疑の事案であるというところが正確な言葉だろうと思っておりますし、北朝鮮はそれに応じないと、拉致という言葉

を聞いた途端に席を立っていくと。

私どもが何としてでも早くやらなきゃいけないのは、そういう方々の安否を確認をする、所在を確認をするということなので、北朝鮮側がその行方不明者の調査ということとを約束しているわけだから、この結果を早く出させるということをもつて問題の解決の突破口にしたいというのが気持ちでございます。

○政府参考人(漆間巖君) 用語を統一したらどうかということでございますが、私どもが捜査しておりますのは、北朝鮮の国家意思が推認される形で本人の意思に反して連れていかれた疑いがあるというものを捜査しているわけでありまして、単なる拉致というだけではなくて、北朝鮮の国家意思が推認されるという部分が私は非常に大事だと考えておりまして、そういう意味でも、私どもとしては、北朝鮮による拉致の疑いのある事案ある

いは北朝鮮による拉致容疑事案、この言葉が適当であると考えておりまして、行方不明者という言葉になりまして、これは正に北朝鮮の国家意思が推認される言葉でもありませんし、行方不明者といったら日本国内でもまだたくさんの方がごいますので、それは非常に正確な言葉であろうというふうに思っております。

○山本一太君 本日、この参議院の外交防衛委員会、良識の府である参議院のこの委員会において、横田さん、有本さん御夫妻がここにきていただいて拉致された御家族に対する思いを述べていただき、この問題に対する我々の決意というものを、この問題に取り組む我々の決意というものを促していただいたことにまず感謝を申し上げます。

私が当選した六年前、たしかこの拉致問題は六件九人と言われていた覚えがございまして、先ほど横田さん御夫妻のお話にもありましたが、ちょうど五年前、この新潟の事件が認定をされて七件十人になった。その最初のきっかけになったのが、たしか五年前の参議院の決算委員会の答弁であったように記憶をしております。吉川議員のたしか質問に対して政府委員の方が、これは拉致の疑いがあるという話がきっかけで七件十人になったというのを思い出しております。

さて、この問題は極めて難しい問題だと思えます。問題の根本は、日本政府が、北朝鮮に対してこれに影響を与える、あるいは政府を動かすカードをほとんど持っていないということがやはり一番の問題ではないかと思えます。その意味で、同僚の山口理事がおっしゃった大きな枠組みの中でこの問題に取り組んでいくというのは全くポイントを得た話であると思っております。北朝鮮の問題についてはこれまでも日韓の連携を持ってこのピョンヤン政府に当たってきたということ、これは御存じのとおりだと思います。

私は、特にポイントがアメリカだというふうに考えております。なぜなら、日朝交渉が少しでも進展を見せたとき、あるいは朝鮮半島の南北関係

が進展を見せたときには、必ずその背景に米朝関係が進むという現象があったように思われまして、ある意味極端に言うところ、北朝鮮は日本政府でもなくあるいはソウルでもなく、やはりワシントンを見ているという状況があるのではないかとこのように思っております。

先般、ブッシュ大統領が悪の枢軸発言というのをいたしました。かなりいろんな議論を呼びましたけれども、北朝鮮とイランとイラクを悪の枢軸にブッシュ政権として位置付けるという意味の発言を大統領がしました。

アメリカがテロ国家として認定している国というのは正にその三か国になるわけなんですけれども、私が一つ政府に対して伺いたい、あるいは提案したいことは、アメリカが北朝鮮をテロ国家として認定している理由、それは、今まではいろんなことがありましたが、例えば大韓航空の爆破事件とかあるいはランゲーンでしたしょうか、あの爆破テロの事件等々、こういったものは米朝交渉の過程で、あるいはいろんな状況の中で一つ一つ消えて、今アメリカ政府が北朝鮮をテロ国家として認定している唯一の理由は、私の知る限りではよど号事件だけだということに思っております。

私は、是非外務当局、外務大臣、政府に望みたいことは、アメリカ政府にこの北朝鮮をテロ支援国家として認定する理由の中にやはりこの拉致疑惑というものをしっかり入れてもらおうと。逆に言うところ、この拉致疑惑の問題をしっかりとピョンヤンが解決しない限り、アメリカ合衆国として北朝鮮がテロ国家であるというブランドを外すことではないと、こういう働き掛けをやるべきではないかというふうに考えております。これはセカンドトラックではあります。国会議員のレベルでは早速これはいろんな働き掛けをさせていただきたいと思っておりますけれども、外務省としてそういう形でアメリカに対して働き掛けをお考えがあるのか、あるいはもう一つ、これに加えて、国際社会においてこの拉致の問題を認知させる方策に

ついて何かお考えがあるのか、この点についてお聞きしたいと思えます。

○政府参考人(田中均君) 今、委員御指摘のありましたとおり、この問題の解決あるいは日朝の国交正常化といったようなことが朝鮮半島の大きな枠組みの中でしか解決をしないだろうという御指摘に私も全く同意見であります。

ただ、一つ、私は多少意見を異にいたしますのは、北朝鮮が常に米朝との関係、米朝対話を動かすこと、これが最大の目的であるかといえ、それは必ずしもそうではないだろうというふうに思います。今、北朝鮮は、ブッシュ大統領の悪の枢軸発言その他米朝の強い態度の前に、必ずしもその米朝の間で対話を進めていくことというのが簡単ではないという意識を持っているんだろうと思えます。

ですから、今の韓国の太陽政策それから日朝関係、先ほど来御議論がありましたけれども、やはり北朝鮮は相当追い詰められた立場にあるということも事実だろうと思えますし、そういう韓国、日本との関係で関係を打開していきたいという気持ちがあるというふうな状況ではないかというふうな思っているわけでありまして、ですから、そういう意味で一つの問題解決のチャンスがあるのではないかとこのことを申し上げた次第でございます。

それからもう一つ、アメリカは確かにテロ支援国家のリスト、これは国務省の報告によって毎年その内容は多少は変わってきているわけですが、八七年の大韓航空機事件以降、北朝鮮はテロに従事をしていないと。したがって、今残っているテロリスト国家の要件は、よど号のハイジャッカーをかくまっていたと、それがテロ支援国家としての法的な意味での要件になっているということ、委員御指摘のとおりでございます。

私どもは、少なくともテロリスト国家、テロ支援国家からそれを解除するというのは、法的のみならず政治的な判断を米朝がするわけで、したがって、この拉致問題、拉致疑惑問題があるとき

にそういう政治的な判断はしてほしくないということについては、私たちの意思を明確にしているということであらうかというふうに思っています。

それから二番目に、国際的な認知を作る方策ということでございますけれども、これも問題を解決していくときの方法論の問題だと思いますが、実はこの経緯をたどって見ますと、正常化交渉、二国間の枠の中でぎりぎりぎりやってきて問題の解決に至らなかった。その間、日本は食糧支援をしたりいろんな形で人道支援をしつつ問題の解決を図ろうとしてきた。ところが、政党の調査団、政党の代表団が、行ってもらって、それは何回も過去行っていたきました。そういう努力にもかかわらず物事が進んでこなかった。この一、二年の間、それなら国際的な圧力というものを形成しようということで、例えばARFの場であるとか、最近では小泉総理はそこは非常に強い問題意識を持っておられて、ブッシュ大統領との会談、金大中大統領との会談、それから朱鎭基総理との会談、そういうことでもかなり時間を割いて問題提起をされ、日本の考え方というのを説明しておられます。

そういうことから、これは私どもも、事務的にもそうでありまして、各国との関係でこういう問題というものをきちんと認知をしてもらいたい。この間は、韓国の特使は現にそれをメッセージとして持って北朝鮮の金正日さんに問題提起を具体的に紙を積み上げる形でやったわけでありまして、ですから、そういう意味で、国際的な認知というものは非常に進んでいると思えます。だけれども、これまた元に戻りますが、国際的な圧力を加えるだけで問題が解決するかというと、それはそうではないんじゃないかというふうな思っています。やっぱり直接対話によって問題が解決するということしか道はないんじゃないかというふうな私は思っています。

○山本一太君 委員長、ちょっと十秒で、二十秒で終わります。

今、田中局長が、一に掛かってこれは政治的な

判断である、このアメリカのテロリスト支援国認定は政治的な判断であると、今、拉致疑惑があるというこの段階においては、そういう政治的な判断、すなわち北朝鮮をテロリスト支援国から外すというような判断はしていただきたくないというお話があったんですが、ということは、日本政府としてこれまで実際に今そういう政治的判断をしてほしくないということをアメリカ政府に働き掛けてきたと、こういうことでしょうか。

○政府参考人(田中均君)　そうです。
○佐藤道夫君　私からちょっとお尋ねいたします。

横田めぐみさんの事件が起きたのは昭和五十二年ですね。その翌年、五十三年にヨーロッパに在住しているレバノンの女性数名が行方不明になったという事件が起こりまして、レバノン政府はもう本当に驚いて、慎重にまた厳重に調査を進めた結果、これはもうあらゆる状況から見て北朝鮮の拉致であるという断定をしまして、それからどう

したかと。レバノン政府は北朝鮮と積極的に交渉をする。しかし、表のルートだけでは、もうそんなものは覚えていない、一切ないと言われたらそれきりですからね、表の道、裏の道、ありとあらゆる方策を通じて北朝鮮と折衝をして、何と何と一年半後にその拉致された女性たちを無事奪還することができた。これは当時の新聞にも報道されて、私はっきり記憶しておりますよ。当たり前のことだったんです。本当に頑張って奪還してき

情報通によると、裏で金も使ったんだと、一人幾らという計算で幾らぐらいの金を払うと。あの国は何か金に弱い国だという、これは私が言うんじゃないですよ、評論家が言っていましたけれども、交渉の当事者に金を払うとスムーズにいくんだと。そういうことで、レバノン政府は金も使って国民の命を奪還、守るために頑張って、一年半掛けて、わずかな期間ですから、一年半なんというのは、そしてようやく成功したと。

その拉致されたという女性たちが帰国して言っ

ていることは、北朝鮮の軍の情報機関、情報施設に拘禁されて嚴重な監視の下でスパイ活動のスパイ訓練を受けた、大変厳しい訓練を受けていたと、そのうちに一年ぐらいたってようやく帰国された、こういうことでした。

これは大変重大な問題で、横田さんがいなくなる、日本でもあちこちで行方不明者が出る、一体これは何だろうか。話とすれば北朝鮮が拉致しているのではないかという話も出ていましたから、すぐにレバノン政府と連絡を取って、情勢をお伺いしたいと、調査員を派遣して向こうと折衝する、当たり前のことだろうと思うんです。もう、公式立って説明ができないと言ったらば、やっぱり裏のルートというのが外交には必ずあるわけですから、得意の機密費を使って向こうと折衝をして、裏の道をいろいろ説明されて、こういうことでようやく奪還することができましたと、本当に北朝鮮というのは悪いやつらですよというふうな話を聞く。

そうして、そのことを表立ってPRするかどうかは別として、いずれにしろ海外に行った場合に、あるいは日本の海岸を、日本の北側の海岸を独りで歩いているときなんかは、周辺に変なやつがいたらすぐ注意するようにと、こういう警告を政府として、つまり外務省として、警察として発すべきではなかったのかと。これだって当然常識といえは常識ですよ。ところが、行方不明だかどこかよく分からない、一体どうしたんだろうかなんたというようにことで何年ももう経過してしまつて、その間に次から次と拉致された。

こういう人たちは、やっぱり拉致されたことについての外務省と警察庁の責任、最終的には国の責任というものは私は極めて大きいと思うんですよ。これは損害賠償訴訟を起こしたら多分勝ちますよ。まだ起こしていないでしょうけれども、国を相手に、一億か十億か知りませんが、損害賠償訴訟を起こすわけです。長い間放置しておいた、レバノンがそういう経験をしている、それについて調査もしないでほうり投げておいた

と。一番ねらわれるのは日本ですから、当然日本政府としても重要な注意を国民に発するということとは、やるべきことをやっていない。国家賠償責任があることは当たり前ですから、私は本當に不思議としか言いようがないんですよ。

それから、私、一回この問題をこの委員会ですぐ取り上げたことがあって、外務省にお尋ねしたんですけれども、レバノンは何か北朝鮮の代表通商部が置いてあるので公式ルートがあるからそれでやれたんでしょうなんて、人ごみみたいなことを言っていますよ。表から交渉したってこんなことは、相手が、はい、拉致しましたと、お返ししますなんというわけないんですから、裏からやっぱいろいろんなルートをたどって努力を積み重ねていく。ですから、レバノン政府と交渉して本当にノウハウを聞き出す、それを参考資料として警察なり外務省なりが奪還のために動いていく。当たり前のことだろうと思うんですけれども、そんなことはやっておりませんと平然として答えているんですよ。

今まで、この経過を踏まえて考えますと、やっぱりこれは外務省の責任が極めて重大であると思います。すし、警察庁も警察庁としてほとんど何もやっていなかったんじゃないかと。行方不明、行方不明といって、ようやく最近拉致されたということを確認出している。なぜなんだろうかと。国民の命を守るための責任感というのが皆無としか言いようがない。

国民一人の命は地球よりも重いつたのは今の官房長官のお父さんの福田赳夫総理ですから、そういうことをあのせがれさんは受け継いでいないんじゃないかと思えない。やっぱり、これ、取り戻すためにはどんなことを、例えば裏で金が必要だといえ、その金だって国民は恐らく了承するでしょう。払うものは払いたくないよと、それぐらいいは、一人一億掛かるならそれはそれで結構ですよと言いに違いないと、私はそう思うんですけれども、これ、そんな話があるところで出ましたら、さる有識者が金で国民を買い戻すとは

何事だと怒っていましたがけれども、怒る方がどうかしているわけなんであって。

それはそれとして、あらゆる手段を講じて被害者の奪還に努める、近代国家として当たり前のことだと、こう思いますので、どうかこの話を持ち帰って、省庁の幹部たちに話をしてやってくださいよ。まともな意見かどうか分からぬけれどもこういう意見が出ていましたよと、お耳に入れておいてくださいよと。そういうところから、私、この問題解決の一步一步が前進していくんじゃないかと、こういう気がしていますよがない。

どうも皆さん方の話を聞いていても、率直に言ってもに解決する気があるのかなのかよく分からない。何か人ごとみたいな、形式論理みたいなことに終始しているんですね。本当に親御さんの立場に立って、一体どうなんでしょうかというのを考えるのが役人として、公務員として当然のことではないのかと、こういう気がいたします。何か感想があれば、お伺いしましょう。

○委員長(武見敬三君) 答弁を求めますか。

○佐藤道夫君 だから、なければいいということ
です。

○委員長（武見敬三君） それでは、次の質疑者に移ります。

それでは、たくさんいらっしゃいますが、時間が極めて限られておりますので、皆さん、五分以内を必ず守ってくださいね。

○矢野哲朗君 今日、先般の参議院の本会議の決議を受けて速やかにこの委員会でもってこういう運営をされたということに對しまして、委員長を始めと野党の理事の皆様に敬意を心から申し上げます。

さらば、今後の問題でありますけれども、今日、横田さん、有本さん、この御夫妻の悲痛な訴えを改めて我々の胸に秘めて、継続的にこの問題を取り上げ、そして解決に一步でもというふうなひとつリーダーシップを取っていただきたいなと。委員長を始め理事の先生方、私も一委員として積極的な協力、活動もさせていただきたいな

と、こんなことを冒頭、感謝を含めつつ決意の一端を述べさせていただきたいと思います。

なおかつ、外務省、先ほど結果が最優先だと、結果を出すぞというふうなことを、発言があったんでありますけれども、確かにいい結果を出したい、そして、いろいろ非難はあるかもしれないけれども、立場立場で精一杯の努力を尽くしてきたと。しかし、二十年余をたっても結論に至っていないという現実、これはやっぱり相当反省しなければいけないと思えます。

ですから、今日、この委員会でも改めてこの問題を取り上げさせていただいた。いい結果を出すべく、今までを反省して、今までやっていないことをどんどんやりましょう。それで一日も早い結果を出すんだという思いで取り組んでください。そうじゃないと、何か思いがいろいろ、この思いの中での意見交換ではなくて、正に結果を出すんだ、その結果を出すため二十年という年月が適切であったかどうかということ判断してくださいよ。これはこの当事者のお二人の御家族の思いを察すれば、とんでもない長い年月だったということとは事実なんだ。

ですから、改めて行政担当の皆さんにも、今までのことを十分反省をして、結果を早急に出すんだという思いでひとつ取り組んでいただきたい。このことをお願いして、私の意見開陳とさせていただきます。

○小泉親司君 日本共産党の小泉でございます。

私は、やはり拉致疑惑を解決する上で何といても重要なのは、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国との交渉のルートを開くということが非常に肝心なことだというふうに思っています。

先ほども同僚委員から紹介があったように、参議院での決議案も「我が国と北朝鮮との国交正常化に向けた話し合いの中で」、「毅然たる態度により拉致疑惑の早期解決に取り組むべきである」ということを言っておるわけですが、私も当委員会での日朝国交回復交渉問題について取り上げてまいりました。その当時の河野外務大臣の

答弁も、外交交渉の中身は話せないということ、実際には一体何が障害になっているのか全く明らかにしない。実際に日朝国交回復交渉は依然暗礁に乗り上げたまま打開の見通しが無い。一体どこにその問題があるのか、その点ぐらいいはつきりさせないと国民的に納得がいかないというふうに思っています。

私も、ですから、この拉致疑惑の解決のためには当委員会に対して、外務大臣がしっかり出て外務省のことをしっかりと方針を示すべきだということを一貫して要求してきましたが、一体外務省はこの日朝国交回復交渉の現段階をどういうふう

に打開しようとしているのか、この点、具体的にまず外務省にお尋ねしたいと思えます。

○政府参考人(田中均君) 交渉、実は正常化交渉というのは、一年半になりましたが、から中断されたままになっているわけです。それは、双方が準備ができたらしやうというものが最後の申合せということだったと思えます。

何が一体障害になっているのかということでございます。まず私どもが最初にならなければいけないのは、この拉致疑惑の問題。これは多分、これは私が申し上げるんじゃない

で北朝鮮側の言い分だと思えますけれども、言い分なんです。植民地時代も含めて過去の清算が済んでいないじゃないかと、そういうものとの比較でこの拉致の問題を北朝鮮は語ると。それは、例えば北朝鮮の放送を見てもそういうことであると思えます。

ですから、それはそれで別途国交正常化交渉というのは進めていかなければいけないということだと思えます。唯一残った国交がない国でございますから、いろんな安全の問題というのは、その国交がないことによって非常に日本は安全面で脅威を受けていると、だから一刻も早くそれは国交を開くことによって安全を担保しなきゃいけないというのは一つの非常に大きな国益だと思うんです。

だけれども、同時に、今の状況においてこの拉

致の問題が解決しないで国交正常化交渉をとんとんと進められるかという、それはそうではないんじゃないかというふうに思うわけでありまして。ですから、私は、今度正式な国交正常化交渉をやるときには、こういった問題についての解決のめどが付いている方向性を持ってやらないと物事は進んでいかないんじゃないかという意識を持っているわけです。

ですから、私どもがやっていることについて、その逐一明らかにできない。それは、その明らかにした途端に物事というのは崩れていくから明らかにできないわけで、先ほど佐藤先生は感想があるかというのを言われましたけれども、レバノンのケースにしても確かに通商代表部が一定のルートがあったわけでありまして。ですから、レバノンのケースと日本のケースがそのまま当てはまると思いません。

委員はこの委員会でも、例えば杉嶋氏の話をされました。それは、そういう問題というのは解決をする。私どもはどういう形で解決をしたのかということについて申し上げます。条件があったかという、条件はありません。ですから、そういう形で一つ一つ結果を作っていくのが私たちの仕事だというふうに思っています。

○小泉親司君 二つ、時間ありませんので二つまとめてお聞きしますが、一つは、報道によりまして、日本外務省の北東アジア課長と北朝鮮外務省の日本課長を中心とした、これは新聞報道ですが、秘密接触が再開し、昨年、これは二〇〇〇年ですが、昨年からの断続的に中国で行われていたという、そういう接触が実際にあるんですか、どういう議論がされているんですか。

もう一つは、日朝間には拉致疑惑がある、日朝国交回復交渉がある。しかも、北朝鮮の側は過去の清算というのを強く要求していると。そうなるべくと、一体、この問題の打開の見通しというのがあるのか。私は非常にその点で、外務省は実際にこの過去の交渉問題、過去の清算の問題という問題をどういうふうに考えてい

るのか、その辺の少し知恵が一体出ないものなのか、その点をちょっとお聞きをしたいと思えます。

○委員長(武見敏三君) 簡潔に答弁をお願いします。

○政府参考人(田中均君) 個々のルート、だれがどこで何を話しているかということについてはお答えを差し控えていただきたいと思います。

国交正常化、過去の清算の問題、これは韓国ともそうですし、他の国ともそうですけれども、やらなければいけない問題だというふうに認識をしていますし、そこはいろんな論点があります。これは、それ自身が非常に難しい問題だと思いますけれども、これは粘り強く取り組んでいくよりしようがないと、こういうふうに考えております。

○海野徹君 民主党・新緑風会の海野徹です。

先ほど、北朝鮮の国家意思による拉致疑惑というふうな発言がありました。正に私もそういうふうに思います。それだけに、では、日本が国家の意思として、これは主権の侵害だ、あるいは国家テロだ、人権侵害だというそういう姿勢で交渉に当たる。また、そういう意識を持って省内全体が交渉当たるといふ姿勢というのは今までにあったんでしょいか。それを確認したいなと思えます、外務省に。

○政府参考人(田中均君) もちろんこの拉致疑惑、拉致という問題が許されていいはずがない問題、国民の生命、財産の基本的な問題であるという取組方はしております。ただ、同時に、一刻も早くその所在を確認しなきゃいけないという意識もあることは事実です。

○海野徹君 安否の確認が最優先という話がありましたね。結果を出すべき、結果を積み重ねていくことを我々は努力してきたという話もありました。しかし、余りにも時間が掛かり過ぎているんじゃないか。その間の発言が、たった十人のことで国交正常化が止まってしまっているものかとかね、工作人員の話だから必ずしもそれは信じられないんじゃないかとか、あるいは国会決議出そうとしたら、ちょっと北朝鮮を刺激しちゃうまいん

じゃないかという、こういう発言が出てくるということはどうということなんでしょうか。

その辺が、本当に国家の意思として、あるいは外務省がそれを体現して交渉しているというふうにはどうも考えられないんですが、その辺、一点、どうなんですかね。

○政府参考人(田中均君) 個々の発言、そういう発言があったかかったかということは私どもも確かめましたし、私はないと思っていますけれども、大臣も答弁しておられるように、そういう雰囲気があったのではないかと、私が思いますに、これはすぐれて、問題を解決していくために何がその時点その時点でベストなんだろうかという思いがあったんだろうと思うんですね。

その結果、委員御指摘のとおり、これまでこれだけ時間が掛かっているというのは、その判断というものが必ずしもベストではなかったのかもしれないということとは私どもは十分反省をすべきだというふうに思いますし、これは政府が一体となつてやってきたことでございます。外務省とかそういうことのみならず、それぞれの時の政権を構成しておられる政党の代表団が行っていたいで、それは一体となつてやってきたという経緯はあるわけで、ですから、そういう意味で結果が出ていないことについての反省というのは私どもは持つべきだと思っています。

○海野徹君 結果が出ていない、出せていないところの反省ということですから、とにかく余りにも年月掛かり過ぎている話でありますから、もうこの辺りで結果を出さないといけないと。我々としても、こういう機会やほりとらえて、もうありとあらゆる方法で御努力していただいて結果を出すと。それで、しかも、それに対して同じような、その当時はベストだったけれども、いろいろ反省してみたら問題点があったねというように力が二重と、同じような答弁がないように御努力をさせていただきたいな、我々も協力させていただきたいということで、終わります。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦です。

今まで委員の方々から、かなり日本という国としてこの問題どう対処していくのかという大枠のお話がありましたので、私の方からはちょっと具体的に幾つか質問したいと思いますが、まず、今まで様々な委員おっしゃったように、やはり裏の話、裏の道、表の道、あらゆるルートを使って国交のない国と、相手が国交のない北朝鮮ですのうで、交渉していかなくないということとは言うまでもないわけですが、その具体的なうや切り口は何かと考えていったときに、特に表の話に私限定いたしますけれども、まず一つは、北朝鮮に現在でも九百人余りと言われている在外被爆者の問題があると思います。

これは、昨年の三月に外務省から代表団が北朝鮮に実際に行つて、現地を調査をしたと。既に日本政府は、韓国の在外被爆者に対して四十億円の抛出を行っているわけでありまして、北朝鮮には大体九百人余りいるというふうに昨年も報道されているわけですが、まず外務省として、この在外被爆者、先ほど我が党の山口理事からも、坂口厚生労働大臣がシンガポールで今年の三月に向かうの金保健大臣と会おうとして会えなかったということがあるわけですが、こういった現状を踏まえて、今後この問題でどういうふうに北朝鮮と交渉されようとしているのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(田中均君) 在朝被爆者の問題は御指摘のとおりでございます、私の横にいる佐藤審議官を含め、北朝鮮に被爆者のミッションとして行っている様々な事実関係の確認をしてきたというところでございます。

それから、厚生労働省の方からお答えがあるかもしれませんが、日本として正に在外におられる被爆者に対してきちんとした支援をしていかなければいけないということが方針でございます。したがって、国交がない北朝鮮との関係についても、正に日本としての人道上の観点から支援をしていくべきだということに思っていますし、他方、国交がないということもありまして、果たし

てどういう形の支援をするかということについては政府と北朝鮮側の政府とが相談をしなければいけない。ですから、そういう意味では坂口大臣の会談が可能であればそういうことの糸口が始まったのではないかと、そういうふうに思っていますし、これは今後、延期されたということなので、いつかの段階でそういう話し合いを始めなければいけないというふうに思っています。

ただ、同時に、私も人道問題というのはいろいろあると。最大の問題はこの拉致疑惑の問題です。それから例えば北朝鮮にいる日本人妻の里帰りの問題もそうですし、それから日本側から見れば、被爆者の問題というのは日本が解決しなければいけない人道問題だということに思っていますし、ですから、そういうことというのはやはり筋道を立ててきちんと政府間で話をしていく必要があるというふうに考えていますし、ここは是非段取りを踏んでやっていきたいというふうに考えるわけでございます。

○遠山清彦君 次に、いわゆる北朝鮮側は行方不明者、我々は拉致をされた方々の問題について、北朝鮮側の窓口になっている組織は北朝鮮赤十字社、朝鮮赤十字社と言つたのもかもしれませんが、そういうところなんです。日本でも赤十字がありまして、これは通常政府から独立をしたいわゆるNGO的なことで、由緒のある伝統のあるNGOですけれども、活動している。ところが、どうもいろいろな報道を讀んでみると、朝鮮の赤十字社というのは必ずしも北朝鮮の現政権から独立性を保って人道問題扱っているようには見受けられないということがあるわけでありまして、その点について、日本の政府はこの北朝鮮側の赤十字社という組織と北朝鮮の政府の関係をどういうふうにとらえていらっしゃるのか、ちょっと見解があればお聞きしたいと思います。

○政府参考人(田中均君) 情報がない北朝鮮のことですから私が確たることは申し上げられませんが、これまで経緯等を見れば、政府というか北朝鮮の権力機構と一体のものがあるという

ふうに考えています。

○遠山清彦君 委員長。

○委員長(武見敏三君) 時間でございませう。

○泉信也君 今までのやり取りを聞かせていただいていた、横田さん、有本さんの御両親は、来てよかったな、少し様子が変わるかな、そういうふうには恐らくお考えにならないだろうと私は思っています。大変残念で申し訳ないと思います。それは、皆さん方がお答えになっておられますけれども、大声を出すこともない、机をたたくこともないけれども、熱意が感じられないんです。全く。そういうことを前提にしてちょっと二つだけお尋ねをいたします。

一つは、今まで期限も切れない、よかれと思つていろいろなことをやってきまして、こういうことを言われました。しかし、二十年以上もたつております。ここで国民は、いわゆる政府の無節操、無定見、弱腰をじりじりとした気持ちで嘆いておられるんですね。いわゆる強行策に出ることはできないのか。なぜできないか、何がかわればできるのか、何をちゅうちょしておられるか、このことについて外務省に一つお尋ねします。

それから、法務省に代表してお答えをいただきたいと思いますが、いろいろな情報を持っておられると思います。法務省だけではなくて公安調査庁等も持つておられると思いますが、それらの情報を全部開示する、これは関係者の御了解をいただかなきゃならぬ点もあると思いますが、全部世界に開示して、これは行方不明者ではない、拉致そのものだということを天下に公表するということはどうしてもできないことでしょうか。

その二点だけお尋ねいたします。

○政府参考人(田中均君) 私は十分熱意を持ってお答えしているつもりです。実は一九八八年に拉致の問題が明らかになってきたわけですが、私も、実は私はそのときの担当課長であった、金賢姫という女性と面会をして、この李恩恵という人の存在というのにも聞きましたし、有本さんの御家族からは手紙も拝見をさせていただきました、当

時。ですから、そういう意味で格段私はこの問題は
何としてでも早く解決をしなければいけないとい
う熱意は十分に持っているつもりであります。
それから、強行策についてお尋ねでございます
けれども、果たして強行策というのを何を委員は
意味しておられるのか必ずしもつまびらかにし
ないんですが、実は、例えば昨今の日本の毅然と
した態度、朝鮮の問題もそうですし、朝鮮総連と
の関係でも多分そうだと思いますし、不審船の問
題もそうだと思うんですが、そういう毅然
とした態度を日本の法律に従って取っていること
が、確かにおっしゃるとおり、この問題の解決を
早めるために一つの機会を作っているのかもしれ
ないというふうに私は思うわけです。

ですから、問題の解決のために強行策を取ると
いうことで、強行策自身が目的ということでは私
はないんだらうと思います。問題を解決するとい
うことが目的なんだらうと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまのお尋ね、
非常に広い範囲にわたることでございますが、私
の立場から申し上げますことは、検察庁にお
きまして受理した事件についての問題ということ
になるわけでございますけれども、もちろんこう
いう問題についての重要性というのは重々認識し
ているわけでございまして、法令の許す限りでい
ろんな形で御協力を申し上げるということは当然
だと考えているところでございます。

○泉信也君 一つだけ。

外務省ね、法律に基づいてとおっしゃるけれど
も、米を何度も出す、あるいは金正男を護衛付き
で帰す、あんなもの何で法律に基づいているん
ですか。そういうことに国民が怒っているんです
よ。以上だけ申し上げます。

○齋藤勲君 民主党・新緑風会の齋藤勲ござい
ます。

一、二点、政府の対応について伺いたいと思
います。

一日も早い、私は、御両親の元に、横田めぐみ
さん、そして有本恵子さんが本当に御両親の元

ということを願う一人でございますが、一つは国
交回復という我が国のそれは大きな目標であると思
うんですが、この間、この外交防衛委員会でも
様々な角度から議論をしてきたと思うんですが、
ヨーロッパ各国が、この北朝鮮と多くの国々が国
交関係を樹立をしております。

外交関係のこの問題についてのチャンネルとい
うのは、当然、韓国ともあるし中国ともあるし、
あるいは我が国、アメリカともあると思うん
です。そういう主要なチャンネルを使って北とのこ
の拉致問題についての解決を図るということもあ
ると思うんですが、このヨーロッパ各国が非常に
急速な勢いで北朝鮮と国交を樹立している方を見
るときに、我が国は当然ヨーロッパ各国に大使館
もあり、そういった外交関係あるわけでありまし
て、そういった様々な私は外務省としてのチャン
ネルを使って北とのアプローチをするということ
が私はあつてしかるべきであるし、やってきたん
ではなからうかというふうに思います。

このことについて、もうこの間、同僚各位から
やり取りがあったかどうか分かりませんが、今日
の場ではなかったというふうに思いますので、改
めてどのような、そういった様々な各国との解決
に向けてまわりの外交努力をしてきたか具体的に
に、とりわけヨーロッパ各国が、この拉致問題
が、我が国がある中で外交関係を樹立してまいり
ましたので、そういった対応についてされてきた
のかお尋ねしたいというふうに思います。

○政府参考人(田中均君) 委員御指摘のとおり、
特に二〇〇〇年、二〇〇一年に掛けてまして欧州各
国は北朝鮮と国交を開いて、それで、大使館の実
館があるところとそうでないところがありますけ
れども、最近では欧州との関係におきましても、今
の拉致問題とか国交正常化の現状というものは常
に大使館にインプットするようにしております
し、欧州から例えば欧州の担当のアジア局長等が
来ますと、必ず私はそういう意味で今の現状とい
うものを説明の上、彼らが北朝鮮の中でそういう
いろいろな情報の提供も含めたことをしてくるこ

とを期待しているということでございます。
まだなかなか国交が開かれて浅いわけで、私ど
もとしてもできる限りの情報交換、協議をやって
いきたいというふうに考えています。

○齋藤勲君 とりわけ有本恵子さんにつきまして
は、ヨーロッパで拉致をされて、そして今、北に
いるというのが大体大方の私どもの認識だと思
うんですが、これはやっぱり強力に進めるべきだ
と思うんですね。そのことを私は求めたいと思
います。

そして、もう一つは、先ほど北朝鮮の赤十字社
との話も出てまいりましたけれども、それぞれの
チャンネルの中でどのような国内で、北朝鮮国内
で、私どもは拉致、北の人たちは行方不明者と、
これは先ほど来のそれぞれの各位の主張について
は私も全く同じですけれども、どのような国内で
努力をしているのかということについての検証と
いうのはされているんでしょうか。調査をしてき
たのかということ、北朝鮮内部がですね。

○政府参考人(田中均君) 今までの交渉の中で具
体的な形で、彼らは彼らなりにいろいろな手法を
使ってそれをしていきますということではあります
けれども、今回の赤十字会談においても正にそう
いうところから詰めていくということはあり得る
考え方じゃないかなというふうには思います。

○齋藤勲君 大丈夫ですか、時間いいんですか。

○委員長(武見敬三君) 大丈夫です。

○齋藤勲君 国交がない中で極めて話し合いそのも
のというのは大変厳しいと思います。

私も一昨年、民主党の初の訪朝団、これは伊藤
英成衆議院議員が団長になりまして、何人かのメ
ンバーの中に私も行きまして、私どもの方は拉致
という表現を使い、向こう側は行方不明者とい
うことで大変、ある意味では若干の険悪な雰囲気
になったやり取りもございました。今みたいな話を
してもそれ以上の具体的な話は出ないということ
で、大変不満な思いで帰ってきた記憶がありま
す。

しかし、これは限られた私たちの能力、努力

だったのかなということもありますが、絶えずこ
の間のことを思いますと余りにも、率直に言っ
てもいいように時間が掛かっている。この
時間が掛かっているということについてもう立
たしいばかりであるわけでありまして、私は、本
当に政府が一体となつて是非毅然たる態度を取
りながら両国間、私どもも、そして確かに両国間
に様々な国交正常化に向けての大きな課題はあり
ますが、人権問題としてやはりこれはきちんと国家
が真つ正面から取り組んでいくということで、是
非格段の努力をお願いしたい。

今日は有本さん、そして横田さんそれぞれの御
両親いる中での参議院としての、私は、大変この
我が委員会としての真剣な政府に対する私は今日
の委員会だというふうに思います。一日も早い解
決に向けて格段の努力をお願い申し上げます。

○広中和歌子君 二つだけ短く質問させていただきます。

先ほど行方不明者という言葉が出ましたけれど
も、日本の国内で行方不明者として警察に届けら
れる方の数というのはどのくらいあるかというこ
と、それが一点です。

それから、かつて森さんが総理でいらしたころ
に、この拉致問題に絡んで、ヨーロッパのどこか
で突然出てくることもあり得るといったような発
言をなさったことがあるんですが、その発言の背
後には何らかの捜査当局の確信みたいなものが
あつてそのような発言につながったのかどうか、
それをお伺いいたします。

○委員長(武見敬三君) 行方不明者の数について
の質問であります。これは。

○政府参考人(漆間巖君) 手元に、今行方不明者
の数というのは持っておりませんが、私の記憶に
よれば、年間十数万単位ぐらいで出る可能性はあ
ると思います。それは、それでその後、見つかる
ということもありますし、いろいろありますので、
基本的には、ただ、数字を持っておりますので、
細かいことについてもし必要があれば後ほど

御説明をさせていただきます。

○委員長(武見敏三君) 第二点についての答弁、これは森元総理の発言の背景という点に関してでありますけれども、これは漆間警備局長。

○政府参考人(漆間麻君) 私は、実はこの八件十一名という、我々としては北朝鮮による拉致の疑いのある事案、これについて実行行為者という者の供述が得られたというケースが実は三つあるわけがあります。それは、一つは宇出津事件、もう一つは、これは韓国でありますけれども、辛光洙事件、今回は正に有本恵子さんの拉致容疑事案であります。

そういう意味でいきますと、確かに前二者につきましては捜査上のいろんな問題がございますまして、正に公判廷でいろんなことを明らかにすると、日本の国内で、そこまでは至りませんでしたが、今回の有本恵子さんの関係で八尾恵さんからいろんな形で供述を得られたということとは、これは大変大きな要素になるというふうに考えておりました、それをもって総理がどういうふうに判断されたかというのは別でございましてけれども、私どもとしては、これは大変この実行行為者の供述を得られて、これから捜査を遂げていくというのにとっては大変大きな材料を得たというふうには思っております。

それから先ほどの、いわゆる家出人とかいう形で捜査の受理をする場合はいろいろありますが、昭和五十年代でございますと、大体ちょうどこの拉致のあったころですが、五十二年からは大体九万五千四百五十七件、五十三年が十万件台でずっと続きまして、五十八年が十一万件に上っております。最近は大体八万、九万前後というふうな状況になっております。

○広中和歌子君 そのうち見つかった人たちが、それから北朝鮮に絡んでいると考えられる人の、いわゆる行方不明者の推計みたいなのは分かりますか。

○政府参考人(漆間麻君) この中からでございますか、この中からすべて、例えば最近で、平成十

一年でございますと九万件弱でございますけれども、所在確認件数が八万件弱というふうになっております。

ただ、この中にそういうものがあつたかどうかというのはいろいろありますが、ただ、我々としては北朝鮮による拉致の疑いのある事案以外にも拉致の可能性のある事案というのはいろいろつかんでおるわけでございまして、そういう意味で、それが果たして本当に拉致の疑いのある事案までいくのかどうか、これも今懸命な捜査を遂げているところであります。

○広中和歌子君 どうもありがとうございます。

○木俣佳文君 質疑を続行したいわけでありましてけれども、今、警備局長がお話しになった、例えば宇出津事件、この逮捕によって、これはたしか警察庁の長官賞か何か、その方、いたいたんじやないかと思うんですが、これは事実かどうか。

それを立件したいということで警察庁の方は頑張っていたと私は思うんですが、法務省の方が、検察当局がやはりこれは十分に、立件までいかないうことで消極的だったというふうな話を聞いたんですけれども、これは事実かどうか。

それから、今お話にあった十一人以外の被害者の件などでございましてけれども、先ほど、四月四日二十一時十七分ロイター発の電で、北朝鮮、四十人近くの日本人を拉致かと、情報当局筋ということで、警察庁の未公開リストに三十人かというふうなものが全世界を駆け巡りました。この同筋が言うには、拉致された日本人のリストに加えられる可能性は非常に高いということまで、これは全世界を駆け巡っておるんですが、これは事実かどうか。特に、今日も拉致の御家族を救う会のサポートをしております現代コリア研究所では、拉致の被害者を七十人と推計、さらに石原都知事は、警察関係者の情報として百名程度と言及、こういうこともあつたわけでございますが、このロイター発は、これ、うそか本当か。三つ、教えて

ください。

○政府参考人(漆間麻君) 最初の宇出津事件の關係であります、長官賞を得たかどうかというのは、これは古い事案でございしますので、今は記録残っておりませんので、長官賞が……

○木俣佳文君 調べてください。

○政府参考人(漆間麻君) いや、記録が残っているかどうか問題でございまして、長官賞を受けたというところについては、私どもは受けたという事実を証明するものは持っておりません。

それで、実はこの事件は、確かに、その昔から見れば正に工作員が工作員として持っていなきやならない七つ道具も含めていろいろな種類のものが発見されているわけでありまして、それで、実際は外国人登録法違反という、外登法違反で入った、これは起訴猶予になってしまったわけでありまして、その後、是非、これは正に国外の移送扱取という刑法の二百二十六条、これで立件できないかといういろいろやっておりますけれども、捜査的ないろいろな問題点もございまして、これはなかなか立件にまで至らなかったと、こういうことであります。

それから、四十人とか、いろいろな拉致されたと思われるリストが警察にあるとかいろいろな報道があるようでございますが、報道内容、いろいろ承知しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、私がいろいろ区分けをしておりまして、北朝鮮による拉致の疑いのある事案とされているものは、北朝鮮の国家的意思が推認される形で本人の意思に反して北朝鮮に連れていかれると、こういう範疇に入るかどうかということとを裏付けるものがあるかによって決めておりますので、したがって、その中に入らないものについて、当然、先ほど申し上げましたように、北朝鮮による拉致の可能性があると、北朝鮮による拉致の可能性があると、それがどのくらいあるかということにつきましては、これはその全体的な判断を与える形になりますので、その件数について私の方は申し上げることはできません。

ん。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまお尋ねの宇出津事件につきましては、これは実は警察当局から出入国管理令違反補助等の罪名で送致を受けております。したがって、これはもちろん立件されているわけでございます。

これにつきましては、本人の供述と、あと余の証拠があつたわけでございますけれども、何分にも被害者の方というのがまだ、これがどこにおられるか、実際に出国をどういうふうにしてされたのか、あるいはそういうことが確認ができない状態でございます、これは証拠の問題になるわけでございますけれども、自信に対する犯罪事実の補強証拠という点で、公判といえますか立証上問題があつたわけでございます。

その後、この出入国管理令違反につきまして、検察庁におきまして国外移送目的の誘拐罪という嫌疑で更にずっと捜査を継続するということになったわけでございますけれども、先ほど申し上げたような、自信に対する補強証拠等々が得られないという状態で、最終的には不起訴処分にせざるを得なかったという、そういうことでございます。

○木俣佳文君 大分話が違つたやない、二人が。○吉村剛太郎君 もう時間がございませんで、簡単に一件だけ御質問したいと思ひます。

先ほど、ちょっと泉委員からも触れられましたけれども、金総書記の息子ですか長男ですか、金正男氏が累次にわたり日本に出入国しておつたじゃないかという報道もされておまして、強行策、また表の交渉、裏の交渉、いろいろあると思うが、彼が不法入国をした時点で、ある意味ではもう早々に荷物を送り返すというふうな感じを我々は受けたわけなんです。こういうときの一つの交渉のカードとしては使ひ得たカードではないかという感じは私はするわけなんです。その辺の、どこの意思がどうなつたのか分かりませんけれども、この辺、点についての経緯なり考えをひとつ聞きたい。

それから、八件十一人の拉致と思われる事犯、疑惑、これはそのほかにその数倍にわたる未遂事件というのがあるはずなんです。未遂が。そういう情報は当局には入っていないんだらうか、情報として。これは分からない面は多分にあるうと思ふけれども、未遂がこれの数倍あるんではないかという素人考えですけども、その点、簡単に質問しましたが、簡単に答えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(漆間巖君) 最初の、金正男と思われる者の入国の問題でございすけれども、これは関係官庁でいろいろな協議が行われまして、警察庁としても警察庁の考え方は述べさせていただきます。結果的には政府として退去強制をするということで政府の決定がなされたということでありす。

それからまた、これに関連しまして、それまでもいろいろ入つていたんじゃないかと、いろいろありますが、いずれにしても、警察としては必要な情報収集は行つておりますが、その内容についてここで申し上げることはできません。

それから、拉致の未遂というふうなものが数倍にわたつてあるんじゃないかということでありすが、今、我々として、はっきり拉致が未遂であつた疑いがあると思われるのは一件二名でありまして、それ以外のものについていろいろな話は、情報は得ておりますが、現段階でこれは拉致が未遂であつたと言ふほどの、言えるような形にはなつておりません。

○委員長(武見敬三君) 予定の時刻が参りましたので、本日の質疑はこの程度にとどめます。速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(武見敬三君) 速記を起こしてください。

○委員長(武見敬三君) 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。中谷防衛

庁長官。

○国務大臣(中谷元君) ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正を内容としておりまして、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進めるとともに、必要な機能の充実等を図るとの観点から、陸上自衛隊の第四師団の改編等、陸上、海上、航空各自衛隊の情報保全隊の新編等並びに統合幕僚会議における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛庁設置法の一部改正の内容について御説明いたします。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編等及び情報保全隊の新編等に伴い、陸上自衛隊の自衛官の定数を四百五十四人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ十四人増加するとともに、統合幕僚会議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、統合幕僚会議の自衛官の定数を百三十五人増加させることを内容とするものであります。これにより、自衛官の定数は、計二百九十一人削減されることとなります。

次に、自衛隊法の一部改正の内容について、その概要を御説明いたします。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を三人増加するものであります。

以上が、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

ざいます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(武見敬三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十六万三千七百八十四人」を「十六万三千三百三十人」に、「四万五千八百一十二人」を「四万五千八百二十六人」に、「四万七千二百六十六人」を「四万七千二百八十人」に、「二十五万八千五百八十一人」を「二十五万八千二百九十人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第七十五条の二第二項中「五千七百二十三」を「五千七百二十六」に改める。

附則

この法律は、平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

平成十四年四月二十五日印刷

平成十四年四月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B